

京都大学	博士（文学）	氏名	Cuervo Restrepo Felipe
論文題目	Philosophical Approaches to Animism（アニミズムへの哲学的アプローチ）		
（論文内容の要旨）			
本論は、「アニミズム」は、真剣な今日的な議論に値する現役の哲学的立場として擁護可能であり、さらに多くの論者が想定するほどには、問題含みの形而上学的コミットメントを必要としないと主張する。従来、アニミズムは、しばしば、森羅万象に宿る特別な実体（「アニマ（生命・魂）」ないし「霊（スピリット）」）に対する信仰と同一視されてきた。本論文はこのような見解に異議を唱える。まず、本論は、「アニマ（生命・魂）」「霊」といった語は、西洋思想のコンテクストを多分に担った概念を表しており、非西洋的文化をも視野に入れた異文化横断的な用語として用いることが難しいと論ずる。その上で、本論は、現代人類学、中でも A・アーヴィング・ハロウェルに触発された諸研究において広く採用されている「ネオ・アニミズム論」ないし「関係論的アプローチ」を採用し、アニミズムを、「人間が、何らかの「人間ならざる他者としての人格（other-than-human persons）」に対して一定の社会的・倫理的関係を持つという実践」として理解するのが最も適切だと提案する。 この「関係論的アプローチ」の多数の知的伝統に対する応用可能性をさらに向上させるため、本論は「薄い（thin）」人格概念を提示する。この概念によれば、「何ものかが「人格」を有する」とは、「その何ものかが外部から伺い知ることができる何らかの内的精神生活を備えていること」を意味しない。そうではなく、「何ものかが人格を有するかどうか」は、「その何ものかを、尊重、感謝、非難、謝罪といった二人称的關係への参加者として扱う権利（資格）を私たちが持つかどうか」によって決まることになる。この関係論的で「薄い」人格概念を採用することで、「人」という概念が歴史的に変化・拡張しうること、たとえば、以前は社会から排除されていた人間集団が人格者の集まりとして承認されるようになることがより自然に説明できるようになる一方で、特定の集団を「人」から排除していた過去の「誤った」措置に対する原理的批判を行うことも可能となる。 このような概念枠組みの下、本論の議論は次の五つの段階を踏んで展開される。 第一章では、本論の背後にある実践的・法的動機が扱われる。近年、（コロンビアを含む）各国の法体系や司法判断、さらには、それらにもとづく各種施策において、河川・森林・生態系などを権利の担い手として認めるケースが増えている。本論は、こうした「自然が持つ権利」が公的に認定されつつある動向を踏まえ、その背後にある核心的問題は、実は、自然が「意識」を持つかどうかではなく、自然が私たちの責任実践において道徳的行為者として数えられるかどうかにある、と考えることから出立する。その上で、本論は、ナラティブ倫理の一つのバージョンを提示し、それを擁護することを試みる。本論が採用するナラティブ倫理とは、多くの典型的な事例において、道徳判断は「物語」として、言い換えると、「誰が、誰に対して、どのような状況で何をし、それが何を要請するのか」という観点を含んだ仕方で構造化されており、道徳的行為のある種の物語要素を単純な規則へ置き換えることは、倫理の重要な側面を毀損することに直結するという主張である。このようなナラティブ倫理をベースとして、本論は、私たちの日常的道徳実践には、人間以外の主体に倫理的責任を配分する余地が含			

まれていることを論じる。というのも、倫理的責任に関する私たちの叙述は、ときとして、自然的存在を道徳的物語の登場者として扱ってきたからである。

第二章は、上述の「薄い」人格概念に対して、それを支える形而上学的基盤を与えることを目指す。現代哲学で広く議論されてきた三つの考え——創発主義、構成（constitution）理論、そしてストローソンの第二人称倫理——に依拠しつつ、本論は、人格が「アニマ」や「霊」という追加的存在者に言及することなく、関係論的承認のパターンに基礎づけられうることを論じる。ここでの中心的テーゼは、ある対象を二人称表現によって指示し、誰か（あるいは何か）を他の人格である「あなた」として認める際に含まれるコミットメントは、「いかなる種類の存在がこの世界に存在するのか」について語る存在論的主張と独立であるという主張である。我々は、ある対象がどのようなものか、例えばそれが意識を備えているかどうか、を問うことなく、その対象と我々の関係が一定のパターンに合致しさえすれば、それを二人称で指し示すことができるのである。上記の三つの哲学的立場を踏まえ、存在論的承認ではなく、関係論的承認こそが、二人称的關係成立のための要件であることを示すことで、上で言及した「ネオ・アニミズム」系の人類学的研究の妥当性を哲学的に示すことが目指されるのである。

第三章および第四章では、「アニミズム」にまつわる認識論的懸念の払拭に取り組む。ナラティブには様々な種類があり形態がある。すると、倫理においてナラティブが必要不可欠な役割を担うならば、ナラティブ、ひいては倫理は「何でもあり」という極端な相対主義へと落ち込むのではないか、というのがここで言う認識論的懸念である。この懸念に応えるために、本論は、ある物語を文字どおり真であると信じることに、行為の指針として物語を信じることに（言い換えると「それが、あたかも真であるかのように」行為すること）との区別を提案する。その上で、本論は、まず、ナラティブは科学的で真理志向的な探究と競合することなく、何らかの行為を倫理的に正当化し、責任ある倫理的行為主体性を形成しうる、と論じる。加えて、極端な相対主義を回避するために、本論はさらに、あるナラティブを別のものより選好するよりどころとなる公的な基準を導入する。その基準とは、あるナラティブが、多岐にわたる一連の「事実」を、行為主体に対して首尾一貫した動機づけを与える「全体」へと組織化することによって、それらの事実を「理解可能（make sense）」にできているかどうか、というものである。このような基準を備えることで、ナラティブ間の批判的討議の可能性を担保しつつ、極端な相対主義を避け、さらにはナラティブを人生の首尾一貫性の要請という「生の意味」への人間的欲求と結びつけることが志向されるのである。

第五章は、第一章で触れられた法的動機に関わる主題に立ち返り、なぜ、ある文化・社会伝統は、動植物などの生命体のみならず「土地」そのものにも「人」としての主体性や意義や責任を認めるのか、という問題を問う。グアマン・ポマ、および境界地帯に関する省察を含むラテンアメリカの諸資料と、日本哲学、特に西田幾多郎の場所の論理と対話させつつ、本論は、「土地」を、西田の意味での形而上学的概念としての「場所」として理解することを提案する。ここで言う「形而上学的意味での場所」とは、一定の記述や理解の形式を可能にする条件としての「場所」である。この考えによれば、ある「土地」を損なうことは、ある伝統が有する知識や物語がそもそも丸ごと無意味化してしまうことを意味する。このような意味の全面的な喪失を防ぐため、その伝統において人々は、「土地」を「人」として扱ってきたのだと、本論は結論づけるのである。

以上のように、本博士論文は、(1) 哲学的に解像度を高め、安易な「エキゾチシズム」を避けたアニミズムの定義、(2) 強い形而上学を持ち出さずに「人間ならざる他者としての人格」を理解可能にする関係論的な枠組み、(3) 現代の「自然の権利」概念の内実を明確化するナラティブ的道德推論の説明、(4) 環境倫理・人類学・（ラテンアメリカと日本の）比較哲学を架橋しつつ、自然世界への責任を考える新たな視座を提示するものである。

(論文審査の結果の要旨)

本博士論文は、従来、「森羅万象に「アニマ（生命・魂）」ないし「霊（スピリット）」が宿る」という主張として理解されてきた「アニミズム(animism)」を、「アニマ」や「霊」といった存在にコミットすることなく、哲学的に理解・擁護可能なものとして再構築することを目指した論考である。本論がこのような議論を展開する背景には、著者の出身国であるコロンビアを含めた少なからぬ国家の法・司法体系において、「土地」や「水系」といった、通常は生命体とはみなされない存在者に対して、一定の「権利」が付与されつつあるという今日の事態を踏まえ、そのような権利付与を哲学的に基礎づけたいという動機が控えている。

「アニミズム」を、「アニマ」や「霊」といった存在への関与を迂回しつつ、「ある社会が、そのメンバーである人間に対して、ある対象に対して一定の社会的・倫理的関係を取り結ぶことを公認している事態」として定義し直す立場は、文化人類学者 A・アーヴィング・ハロウェルらによって提唱された「ネオ・アニミズム論」として知られている。本論は、このような社会関係論的な「ネオ・アニミズム論」を踏まえ、それを（広い意味での）現代分析哲学のスタイルに則って概念的に洗練しつつ、哲学的に「基礎付ける」ことを目指す。それは、いわば「ネオ・アニミズム論」を「分析哲学化」することで、「分析アニミズム(analytic animism)」とでも呼べる立場を打ち出すことを志向するのである。

本論による「分析アニミズム」構築の作業において参照される哲学的立場としては、ナラティブ倫理学理論・創発主義・構成(constitution)理論・ストローソンの第二人称倫理に加え、西田幾多郎の「場所」の哲学も含まれる。ここでは西田哲学という分析哲学以外の哲学的リソースも動員されているのである。しかしながら、「アニミズム」を、一定の基礎的概念から組み上げられる哲学的な論証体系として再構築するという、本論が採用するアプローチ自体、優れて分析哲学的なものである。分析哲学的スタイルを貫徹しているという点で、本論は「分析アニミズム」の論考と呼ばれるに相応しいものとなっているのである。

本論の特徴は、倫理にとっての本質的な言語表現は抽象的な規則ではなく、特定の主人公が様々な事件に遭遇し、多種多様な体験を積む様を時系列的に叙述した、具体的内容に満ち溢れた「物語(ナラティブ)」である、と主張するナラティブ倫理学の考えを援用したことにある。現在「土地の権利」が認められつつある国や地域では、倫理的なトピックを含んだ神話等の「フォークロア(伝承物語)」に、「土地」や「水系」といった無生物的自然物が「登場」し重要な役割を「演ずる」ケースがまま見られる。ナラティブ倫理学を参照することで、このような倫理的物語への「登場者」一般を倫理的なエージェントとして位置付ける観点を確保しつつ、そこに「土地」や「水系」をも加えることで、無生物的自然物の倫理的エージェントとしての資格を哲学的に担保する議論が、本論の一つの眼目であると言えるのである。

様々な哲学的リソースを動員することで「ネオ・アニミズム論」の哲学的再構成をはかる本論ではあるが、そこで用いられている基礎的概念や基礎的前提自体の正当性が議論の余地無く論証されているわけでは、もちろんない。前提の正当化無しには、その前提にもとづけられたネオ・アニミズム論の正当化も、完全には果たせないことになる。本論が試みているのは、より正確に言えば、ネオ・アニミズム論の「正当化」や「根拠付け」ではなく、それ

を採用する際にコミットすべき哲学的な前提の「明示化」、言い換えると「ネオ・アニミズム論」受容に伴う「哲学的コストの見積もり」に他ならないのである。その上で、本論は、この「ネオ・アニミズム論」の哲学的コストが、一般に考えられている以上に「安い」ないし「低い」ことを示そうとしているのである。その意味で、本論の意図は「ネオ・アニミズム論」の（「正当化」と言うよりも）「受容可能性」を高めることにあると言える。そして、本論は、それを少なくともある程度、果たしえていると評しうるのである。

本論のさらなる特徴として、異なる分野や異なる論点を越境し接続する多次元的な議論展開を行なっている点が挙げられる。本論は、主として文化人類学において展開されてきた「ネオ・アニミズム論」を、分析的なスタイルを駆使しつつ本格的な哲学的議論と接続するのみならず、形而上学的議論と「自然の権利」をめぐる法的議論、さらにはラテンアメリカ思想と日本哲学をも越境的に接続する試みでもあった。この意味で、本論は、雄大な構想の下で展開された、良い意味で「構えの大きな」労作たりえているのである。

一方、本論にも問題点がないわけではない。上記のように本論の論点は多岐にわたるが、各々の論点において「どのような立場を採用しているのか」のみならず、「どのような立場に対して、どのような理由で反対・対峙しているのか」をより明確にすべきであったと言える。そのことで本論の立ち位置がより明確に浮き彫りになると共に、本論自体の説得力がより増したのではないかと思われるのである。

本論において「土地」は重要な位置を占める概念であるが、「土地」はしばしば、排他的所有や収奪の対象となることで、資本主義・帝国主義・植民地主義といった政治的磁気を帯びてきた事象である。本論は、コロンビアの法制度やラテンアメリカのフォークロアを参照することで、非西洋世界の文化や社会への視座を明確に保持する一方、このような「土地」にまつわる政治経済的な側面への考察を欠いていることが惜しまれる。

またラテンアメリカ思想と日本哲学の対話に際しても、例えば「土地」や「水系」を論じる際に参照されてしかるべき和辻哲郎の「風土」論や、本論に先駆けて「ネオ・アニミズム論」に哲学的に取り組んだ（本論の論文審査委員でもある）森岡正博氏の研究への言及を欠くなど、重要な論点の取りこぼしも見られる。

しかしこれらの問題点は、いずれも致命的なものではなく、著者の今後の研究の進展によって、近い将来、克服されうることが十分に期待できることが、論文審査における質疑応答によって明らかとなった。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2026年1月15日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。